



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則 (行政管理課) 1

規 則

沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則をここに公布する。

令和3年3月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第8号

沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、知事に事故があるとき、又は知事が欠けたときは、次に掲げる順序によってその職務を代理する。

第1順位 副知事 謝花喜一郎

第2順位 副知事 照屋義実

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階</p>
---	--